

さいたま市立浦和別所小学校インターネット利用に関するガイドライン

H29年度 さいたま市立浦和別所小学校

1 目的と趣旨

このガイドラインは、さいたま市立浦和別所小学校において、児童の人権を尊重しながら安全かつ効果的にインターネットを利用した教育及び学習活動を行うための基本的な事項をさいたま市のガイドラインに沿って定めるものである。

したがって、教職員はこのガイドラインに定める事項を共通のルールとして、十分理解、認識し効果的に活用するよう努めるものとする。

2 個人情報の保護

(1) 基本的な考え方

本県では「埼玉県個人情報保護条例」、本市では「さいたま市個人情報保護条例」が定められており、これに基づき個人情報の保護に努めなければならない。

個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利や利益を害するおそれがあるもの」をいう。

インターネットを利用した教育活動を行う際には、個人情報の保護に十分な配慮をする必要がある。特に、児童に関わる個人情報を電子メール、Webページに掲載する際には、人権の尊重・安全の確保の点で慎重に、かつ十分な配慮をするものとする。

(2) 個人情報の扱い

上記(1)基本的な考え方に沿って、インターネット上の電子メール、Webページに関わる児童の個人情報については原則的には掲載してはならない。

ただし、学校行事の紹介・幼児児童生徒の制作作品の紹介・活動成果の紹介等、校長が必要と判断し、かつ本人(児童)及びその保護者より同意を受けたものだけ掲載することができる。また、著作権・肖像権・児童の安全面の確保から、①氏名、②写真、③作品等の掲載については、十分な配慮をし、慎重な取り扱いをする。

※以下の項目についての掲載は禁止する。

- ア 児童の住所、電話番号、家族等の個人生活に関わる情報
- イ 児童の身体状況に関わる情報
- ウ 学習成績等、学校生活のプライバシーに関する情報

3 著作権、肖像権への配慮

公開されているWebページ、新聞、雑誌等の文章、写真、音声等は著作物である。

著作物に関する権利は、著作権者だけが持っており、これを複製、転載、改変する場合は、必ず著作権者に許諾を得る必要がある。

また、他人の著作物を引用する場合、著作物の出典を明示する等引用における注意を守る必要がある。

(1) 児童の著作権、肖像権

授業の過程で作成された作品(文章、絵画、写真、記録等)であっても、著作権を有するのは児童であり、電子メール、Webページへの掲載には、再編集の場合を含め、本人及び保護者の同意、校長の承認をそれぞれ必要とする。

※以下のものについても同様である。

- ① 児童の成果物(作文、絵、音楽、プログラム等)
- ② 児童の意見、感想
- ③ 児童からの電子メール等

(2) 著作権者の許諾

公開されている画像やキャラクター等を取り込んで利用する場合は、著作権者に許諾を得る必要がある。

(3) 著作権を尊重するモラルの確立

全ての著作物は、著作者の知的創造活動の所産であり、自他ともに著作権を尊重する態度を確立していくことが重要である。そのためには、教職員には校内研修等において周知徹底するとともに、児童には教育活動全体にわたって指導することが必要である。

4 セキュリティの確保

セキュリティとは、システムやネットワーク等を情報の漏洩等の脅威から守り、安心してインターネット等を利用するために注意を払うべき安全対策のことをいう。

(1) パスワードの管理

外部者等の不正進入を防ぐために、ログイン時にパスワードの入力を設定する。パスワードは、定期的に更新するのが望ましい。ネットワークへのアクセスには、十分に留意する。

メールアドレス・ユーザID・パスワードについては、学校の運用形態に応じて、本校のネットワーク管理責任者の責任において適切に管理する。ただし、外部者の目に触れるところにメールアドレス・ユーザID・パスワードは掲示しない。

(2) 個人情報の管理

インターネット等で外部接続している場合、ハッカー行為やウィルス等によりデータの流出及び破損等の事故が発生する可能性がある。したがって、児童の名簿、成績、校内記録等の個人情報に関するデータの取り扱いには十分注意が必要である。

個人情報は市が管理しているコンピュータ以外には保存せず、教育委員会指定の「個人情報用 USB メモリ」以外での持ち出しも行わない。

(3) ウィルスチェック

コンピュータウィルスの被害を防止するために、データの送受信をする際にはウイルスチェックを行う。ウィルスの被害を防止するソフトの更新を行うように心掛ける。

(4) 事故の再発防止

パスワードの漏洩等の事故が発生した場合には、原因が解明されるまで、コンピュータ情報システムを一旦停止するとともに、原因を究明する等、再発の防止に努める。

5 配慮事項

(1) 児童生徒に利用させる際の配慮

- ① 日常の教育活動を通して、児童の情報活用能力を育成し、児童の自らの判断、責任においてインターネットを利用させるようにする。
- ② インターネットを利用する際は、その初期段階においてインターネットの特徴をふまえて慣れるための期間を設けること。そのためには、以下のような指導を行う。
- ③ 児童がインターネットを利用して、不愉快な情報を受信したときは、速やかに削除すると共に、教員に報告させるようにする。
- ④ 児童が有害な情報に触れることのないような対策をとる。
- ⑤ 不用意に住所や氏名等の個人情報を送信しない。

(2) 教職員の研修

全ての教職員が児童生徒に適切な指導ができるように、情報主任やネットワーク運用担当者等が打ち合わせを行い、人権尊重の考え方や、知的所有権や個人情報の保護といった法令及び公序良俗に関わるモラルやマナーについて研修を行う。

(3) 事故の際の対応

- ① 不正なアクセスや、公序良俗を乱す行為が見つかった場合は、教育委員会へ報告し指示を仰ぐ。
- ② 原因が究明、解決されるまでは外部との接続を行わない。

(4) 電子メールのマナーに関して

電子メールはコミュニケーションの手段として有効に活用できるが、必ずしも安全ではないため、セキュリティ面を十分考慮し、運用することが大切である。電子メール発信者はその発信内容の確認について責任を持って行う必要がある。

特に、個人情報の取り扱いについては十分注意しなければならない。また、電子メール受信者も、受信した電子メールをむやみに公開せず、管理することが必要である。

以下に電子メールに関する注意事項を示す。

① 電子メールの発信

- ア 個人情報の発信に際して十分注意する。また、児童が勝手に他人の個人情報を発信しないよう十分指導する。
- イ 特殊な文字や半角のカタカナ文字は使用しない。ファイルデータ量の大きい画像ファイル等を添付するのは避ける。また、コンピュータウイルスを含む恐れのあるファイルは絶対に添付しない。
- ウ 電子メールの発信は、発信者の氏名、連絡先、電子メールアドレスを明示する。また、相手先の電子メールアドレスを十分確認してから発信する。

② 電子メールの受信

- ア 受信した電子メールについては、むやみに転送や公開しない。転送や公開が必要な場合には、個人情報が含まれていないかを確認した上で、発信者に同意を得てから行う。
- イ 出所不明の不審な電子メールは、コンピュータウイルスに感染している危険があるため、削除する。
- ウ 新着電子メールは定期的にチェックする。また、電子メールボックスがあふれて電子メールソフトが起動しなくなる場合があるため、不要な電子メールは削除する。

なお、本校コンピュータールームからの学校外部への電子メールの送受信はできない設定にしてある。

③ その他

- ア 迷惑な電子メールの取り扱い
チェーンメールは、多くの人に迷惑をかけるので破棄する。
- イ 情報の漏洩
電子メールは、ネットワーク上に点在するいくつかのコンピュータを経由して配信されるため、その経路のどこかで他人に覗き見られる恐れがあることを念頭に置き、取り扱う。

6 その他

(1) ネットワーク管理責任者

運用に関しては、校長がネットワーク管理責任者を務める。

(2) ネットワーク運用担当者の義務

ここに定めるガイドラインを適切に運用するために、学校においてネットワーク運用担当者を置く。

- ① ネットワーク運用担当者は、校長が任命する。
- ② ネットワーク運用担当者は、校長の指導のもと管理体制を確立し、円滑に運用できるようにこのガイドラインにより適切な管理・運営を図るものとする。

(3) 無線LAN

無線LANについて以下の行為を禁止する。

- ① 無線LANアクセスポイントの校外への持ち出し。
- ② 教育用コンピュータにおける、教育委員会が認めていない校外の無線LANアクセスポイントへの接続。
- ③ 私物等のコンピュータ・タブレットなどの校内の無線アクセスポイントへの接続。
- ④ 私物等の無線LANカードなどの校内への持ち込み

(4) その他

- ① このガイドラインは「さいたま市におけるインターネット利用に関するガイドライン」変更にもなっ
て変更する。
- ② このガイドラインに明示されていない技術や機能を有する場合であっても、法令の規定はもとより、こ
のガイドラインの目的・趣旨に反する利用を禁止する。
- ③ このガイドラインに沿って、本校教職員は児童にはコンピュータを扱うときのきまり「ICTマナー」の
指導を計画的に行う。
- ④ 本ガイドラインでの対応できないものについては、校長を中心とした会議をもち、対応する。その際、必
要があれば、ガイドラインの見直しを行うものとする。